

織田廣喜美術館の指定管理者制度の導入に向けて

【経緯】

- ◆平成19年2月、嘉麻市行政改革実施計画（平成18年度から平成22年度）にて、公共施設の見直し実施見直し内容として織田廣喜美術館、郷土館等については、指定管理者制度を導入するとし、21年度・22年度実施と示された。
- ◆平成20年11月、織田廣喜美術館運営協議会より運営について出された意見書では、織田廣喜美術館は市民参画で運営努力を行うことが可能な施設で、指定管理者制度導入の施設としては不向きである。しかし、厳しい財政状況を考慮すると「指定管理者制度の導入も致し方ないと思われるが、当分の間は直営とし、今後指定管理者制度も視野に入れた様々な運営方法も模索しながら美術館を活性化することの必要性が述べられた。
- ◆平成21年12月の市行政改革推進本部決定の公の施設見直し計画では、指定管理者制度導入の方向が出されているものの、導入が不向きであり、直営で運営とする教育委員会の方向性が出されているが、この取組については、指定管理者制度を導入する方向で、再度検討する必要性が示され、その後も指定管理者制度の導入を図るよう明示された。
- ◆平成28年3月、第3次行政改革実施計画において美術館等管理運営業務の指定管理者制度の導入に向け、平成28年度から平成32年度までの年度別スケジュールが示され、平成30年度に指定管理者制度の導入、翌平成31年度より実施が計画された。しかし、その後、導入に向けての具体的な進捗が確認されず、担当課の姿勢に課題があると指摘を受けた。

【現状と課題】

- ◆平成8年に開館した嘉麻市立織田廣喜美術館は、築25年目を迎え、フロングスの全廃や耐用年数を大きく超えた空調設備など施設の大規模改修が必要となり、施設の維持管理に要する経費の増大も予想される。
- ◆会計年度任用職員制度により、新たな任用職員で業務を行っているが、勤務時間が7時間45分から6時間15分と短くなったため、2交代出勤や月曜日以外に火曜日も休館にするなど人員確保のため勤務体制を見直し、開館に支障無きよう運営を行っている。今後、安定した継続雇用、人員確保が見込めない。また、新型コロナウイルス感染症拡大予防の対策などにも人手を要している。
- ◆入館者などの現状維持に努めているが、人的・財政的にも厳しい中、それ以上の伸びは難しく、運営・事業にも行き詰まりを感じている。

入 館 者 数

(単位:人)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
常設展入館者	1,471	1,387	3,243	1,939	1,370
貸館入館者	6,448	5,327	4,735	6,556	6,338
特別展入館者	5,053	4,463	2,491	5,137	2,833
合 計	12,972	11,177	10,469	13,632	10,541

予 算 執 行 状 況

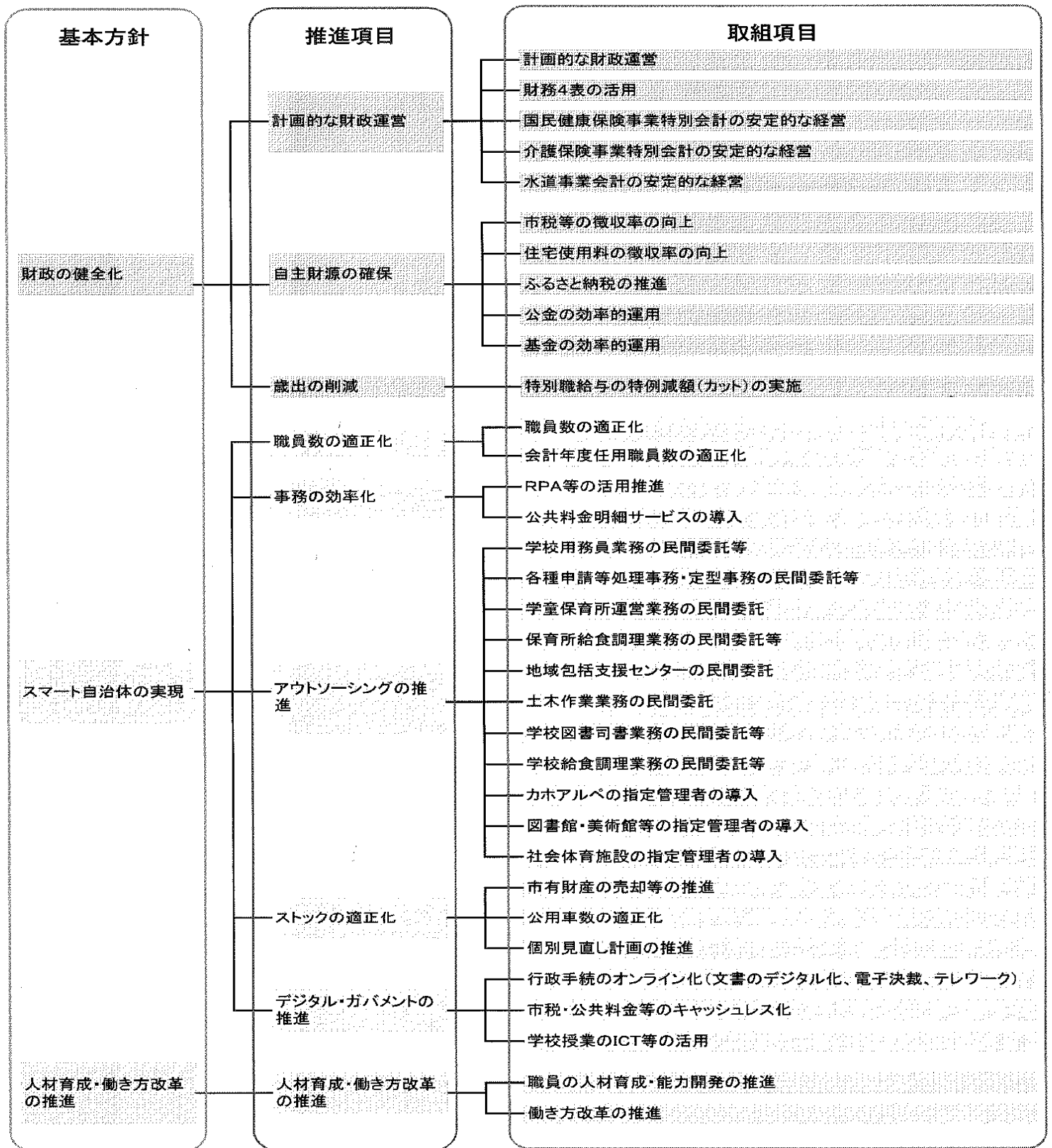
(単位:円)

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
運営管理事務	34,045,258	46,663,766	37,767,907	36,151,998	35,360,711
特別企画展	8,533,105	7,119,093	4,770,929	6,208,032	4,090,596
琴平公園管理	4,134,278	4,466,000	5,112,110	5,633,632	6,846,085
教育普及	503,177	500,498	600,834	217,903	216,350
一般職員	18,883,165	19,075,488	18,788,893	19,341,212	18,679,734
合 計	66,098,983	77,824,845	67,040,673	67,552,777	65,193,476

【指定管理者の導入へ】

- ◆利用者へのサービスの向上と業務の効率化につながる。
- ◆スタッフの雇用条件の安定と向上
- ◆美術館の安全で快適な利用環境を公平かつ安定的、継続的に住民（利用者）に提供でき、民間企業の創意工夫とノウハウを活用し、利用者のニーズに応じた公共サービスの質的向上と効率化を図ることが出来る。
- ◆教育環境や文化的な環境が充実していることは、移住・定住の動機づけの一つである。碓井地区は、第2次嘉麻市総合計画の土地利用方針として教育・文化、商業振興の拠点として位置づけられており、碓井図書館（平和祈念館との複合施設）・美術館（碓井郷土館との複合施設）が連携し機能し合うことにより教育文化の面で市の発展に大きく貢献していくことが考えられる。
- ◆令和2年6月、第4次行政改革方針が示され、図書館・美術館の指定管理者の導入にむけ、令和3年度に業者の公募及び選定を行い、令和4年より指定管理者導入に向け取り組むことに決定。
- ◆令和2年10月開催の織田廣喜美術館運営協議会にて、美術館の現状を説明し、第4次行政改革方針に基づき、平成4年度指定管理者導入に向け着手することを報告。
- ◆令和3年1月、令和4年4月に指定管理者の業務開始に向けて、管財課より指定管理者制度導入に伴う手続きスケジュールが提示される。

第4次行政改革実施計画体系図



2 スマート自治体の実現

(3) アウトソーシングの推進

取組項目 25

図書館・美術館等の指定管理者の導入

主管課：生涯学習課

関係課：

I 達成目標及び効果（効果額の説明）

達成目標

図書館及び織田廣喜美術館等の社会教育施設の管理運営業務について、指定管理者を導入することにより、業務を効率化し職員・経費を削減するとともに、利用者へのサービス向上を図る。

目標指標 (効果額等)	目標指標（効果額等）の説明
—	—

II 年度別計画

年度	取組内容	年度目標	効果見込額
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ・選定業務の協議 ・条例改正 ・指定管理業者の公募及び選定 	—	—
令和4年度	指定管理者の導入	—	—
令和5年度	継続実施	—	—
令和6年度	継続実施	—	—
令和7年度	継続実施	—	—